

行政評価シート(事後評価)

コード 4-2-6	事務事業名 機能訓練事業	所管部課 市民部健康年金課
--------------	-----------------	------------------

事務事業の概要	事務事業の目的	根拠法令等
	疾病、外傷及び老化等により心身の機能が低下している者に対し、維持回復に必要な訓練を行うことにより、閉じこもりの防止や日常生活の自立支援を行い、介護を要する状態となることを予防する。	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例・規則 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input type="checkbox"/> 要綱・要領
	事業内容・実施方法等 / 補助の概要: 補助団体の概要 (団体名・団体の活動内容・補助金の活用内容等)、補助金の概要 (国・都基準の有無・対象者拡大の有無・上乗せ補助額・市単独補助額) 等 保谷保健福祉総合センター内機能訓練室で、機能低下がある40～64歳未満の方を対象として、理学療法士・看護師が個別訓練・指導を実施する。期間は週2回の6か月間とし、2コース実施して、参加者の機能回復に努める。ただし医療機関でのリハビリテーション、介護保険によるサービスを受けている者は対象としない。なお、平成20年4月より根拠法令が老人保健法から健康増進法に変更となったが、事業内容に変更はなく、継続実施している。 判定会医師健康相談、送迎自動車運転については、委託により実施している。	
事業開始時期	合併前から 年度	実施形態 <input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 ()

項目	単位	17年度	18年度	19年度	20年度
事業費(A)		7,434	5,088	4,115	4,707
財源: 国庫支出金 都支出金		1,778	1,124	1,946	1,410
財源: 地方債	千円				
財源: その他 ()					
財源: 一般財源		5,656	3,964	2,169	3,297
所要人員(B)	人	0.26	0.22	0.13	0.14
人件費(C)=平均給与×(B)	千円	2,128	1,795	1,061	1,143
臨時職員等賃金(C')	千円	10,291	6,130	2,934	3,458
総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	千円	19,853	13,013	8,110	9,308
単位当たりコスト					
(E)=(D) / (被訓練延人員)	千円	9	9	10	#DIV/0!

活動等指標	単位	17年度	18年度	19年度	20年度
訓練回数	回	418	268	183	184
実績値					
(指標の説明・数値変化の理由 など) 平成18年度の法律改正により10月より対象者が40歳以上から、40～64歳になった。そのため事業を縮小し、訓練日数が減少している。					
成果指標	単位	17年度	18年度	19年度	20年度
一次 被訓練延人員	人				1,104
	実績値	2,150	1,527	842	
二次 機能回復・改善者率	%				90
	実績値	66	83	90	
(指標の説明・数値変化の理由 など) (一次)平成18年度の法律改正で10月より対象者が40歳以上から40～64歳になったことで参加者が減少している。 (二次)機能回復・改善者率については、訓練前後の評価により改善した者の割合を抽出している。					

市民・関連団体等の意見 (アンケート結果など)	終了者からは、「もっと訓練を続けたい」「終了後同じようなサービスがないので残念」などの意見が多数あった。	
都内26市のサービス水準との比較 (平均値、本市の順位など)	<input checked="" type="checkbox"/> 上 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下	26市中12市で同様の事業を実施している。実施回数は12市中3番目、被訓練延人員は12市中4番目である。
代替・類似サービスの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	医療保険でのリハビリがあるが、日数制限がある。

コード 4-2-6	事務事業名 機能訓練事業	所管部課 市民部健康年金課
--------------	-----------------	------------------

【一次評価】

検証項目	ランク		一次評価	判断理由及び事業を行う上での課題や、今後改善すべき点等
事業の優先度(緊急性)	2		<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	<p>難病疾患、呼吸器疾患、外傷性疾患、脊髄損傷、高次機能障害疾患は機能維持のために継続的なリハビリが必要であり、難病などは進行性の疾患でもあるため、身体機能や生活に関する定期的なアドバイスやフォローが必要である。しかし、そのような方々が利用できるサービスが不十分な現状である。そのためにも引き続き事業実施が必要である。</p> <p>また平成18年度の診療報酬制度改定により医療保険でのリハビリに日数制限が設けられ、継続してリハビリをうけることができない方(リハビリ難民)が増加している。このような方の吸い上げや急性期から維持期までのリハビリテーションが継続するためには、医療機関のリハビリと地域でのリハビリが相互に連携をとっていく必要がある。</p> <p>このことについては、別途「地域リハビリテーション事業」で連携体制及びどのようなシステムが必要であるか検討していく計画である(平成20年度予算に「地域リハビリテーション構築」のための事業費を経常している)。</p> <p>受益者負担については、平成20年度に健康増進法へ改正されたが事業の考え方は変わらないため、これまで徴収することができなかったことを踏まえて調整していく必要がある。</p>
事業の必要性	2			
事業主体の妥当性	3			
直接のサービスの相手方	2			
事業内容等の適切さ	2			
受益者負担の適切さ	2			
市民ニーズの把握	2			

【二次評価】

検証項目	ランク		二次評価	判断理由及び事業を行う上での課題や、今後改善すべき点等
事業の優先度(緊急性)	2		<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	<p>事業実施の根拠が老人保健法から健康増進法に移行されたことの趣旨を踏まえつつも、介護保険や医療保険といった他制度で実施している機能訓練事業における利用者負担との公平の観点から、適正な受益者負担について検討されたい。</p>
事業の必要性	2			
事業主体の妥当性	2			
直接のサービスの相手方	1			
事業内容等の適切さ	2			
受益者負担の適切さ	1			
市民ニーズの把握	2			

【行革本部評価】

行革本部評価	判断理由及び事業を行う上での課題や、今後改善すべき点等
<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	<p>二次評価記載のとおり、他制度利用者との公平の観点から、適正な受益者負担について検討されたい。</p>